

議案第 9 0 号

和光市税条例及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市税条例及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市税条例及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例

(和光市税条例の一部改正)

第 1 条 和光市税条例（昭和 3 8 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第 2 7 条 (略) 2 ～ 8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第 1 1 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者 に、当該該当することとなつた日から 1 0 日以内 に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる 事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務 所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。 ）、当該該当することとなつた日その他必要な事 項を申告させることができる。 (入湯税の課税免除) 第 1 1 8 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課 さない。 (1)・(2) (略) (3) 日帰り客の利用に供される施設において入湯 料金 <u>1, 2 0 0 円</u>（消費税法の規定により課さ れるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相 当する金額を除く。）以下で入湯する者	(市民税の申告) 第 2 7 条 (略) 2 ～ 8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第 1 1 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者 に、当該該当することとなつた日から 1 0 日以内 に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる 事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務 所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。 ）、当該該当することとなつた日その他必要な事 項を申告させることができる。 (入湯税の課税免除) 第 1 1 8 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課 さない。 (1)・(2) (略) (3) 日帰り客の利用に供される施設において入湯 料金 <u>1, 0 0 0 円以下</u>で入湯する者

(和光市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 和光市都市計画税条例（昭和 4 1 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改

正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第1条中第27条第9項の改正規定及び第2条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和6年11月28日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和6年和光市議会6月定例会において、「陳情第2号 入湯税課税免除に関する陳情」が採択されたこと及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連規定を整備したいので地方税法第3条第1項及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。